令和元年 5月23日 要 綱 第 28 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害の防除を図るため、狩猟免許の取得等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定する網猟免許、 わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、農作物被害の 防除のために地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある者で、次の各号のい ずれにも該当するものとする。
 - (1)補助を受けようとする年度又はその前年度に狩猟免許を取得していること(更新の場合を除く。)。
 - (2) 本市に拠点を置いて活動する猟友会に入会していること。
 - (3) 本市に拠点を置いて活動する猟友会から、3年以上の活動を予定する地域の有 害鳥獣捕獲活動の担い手として推薦を受けていること。
 - (4) 市税を滞納していない者であること。
 - (5) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、狩猟 免許の取得等に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。
 - (1) 狩猟免許申請手数料
 - (2) 医師の診断書発行手数料
 - (3) 狩猟免許試験の講習会受講料、テキスト代及び例題集代
 - (4)本市に拠点を置いて活動する猟友会の入会金
 - (5) 狩猟者登録手数料 (狩猟免許を取得した年度の登録手数料のみ対象) (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、当該額に千円未満の端数がある ときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の補助金の額は3万円を限度とする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日進市狩 猟免許取得支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添 えて、狩猟免許を取得した年度の翌年度の3月31日までに市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。
 - (交付の決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、日進市狩猟免許取得支援事業補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の規定 により交付の決定をするときに条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに日進市狩猟免許取得支援事業補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第9条 交付決定者は、補助対象経費に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

(申請者の責務等)

- 第10条 交付決定者は、有害鳥獣の捕獲活動の実施に当たって、危険及び損害の防止に努めなければならない。
- 2 前項の捕獲活動の実施により損害が発生した場合において、市は、その責めを負わないものとする。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

- 第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。 (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。